



県営農地整備事業 高波地区



ご挨拶

理事長 山田 真生

組合員の皆様には、日頃より砺波市土地改良区の運営に格別のご理解、ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

当土地改良区は、設立してから15年が経過しました。これまで円滑に事業や業務を進めてこられた事につきましても組合員の皆様に厚く御礼申し上げます。

さて、昨年4月施行の土地改良法の一部を改正する法律に伴い、本年3月の総代会において、定款の変更並びに利水調整規程の制定等について議決されました。定款変更の主な点は、新たに総代選挙規程を規定したこと、員外監事（組合員でない監事）の選任を規定したことでありました。

本年度は、当土地改良区の総代及び役員の任期が年度末にかけてそれぞれ満了をむかえます。これに伴う選挙は、改正後の土地改良法や定款等に基づき実施しますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

ところで、国の農業農村整備事業関係予算は、毎年増額されてきており、本年度も前年度を超える予算が確保され、

たいへん喜ばしい事と思っております。引き続き、農業競争力強化・国土強靱化の基盤づくり並びに担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進などの政策が進められます。

県の本年度農業農村整備事業予算についても、多くの予算が確保され、当土地改良区管内における県営農地整備事業等の4継続地区や本年度新規地区の事業推進が期待されます。また、今後新規に要望する複数の県営農地整備事業の地区につきましても、市などと連携して早期の事業採択を目指したいと考えております。

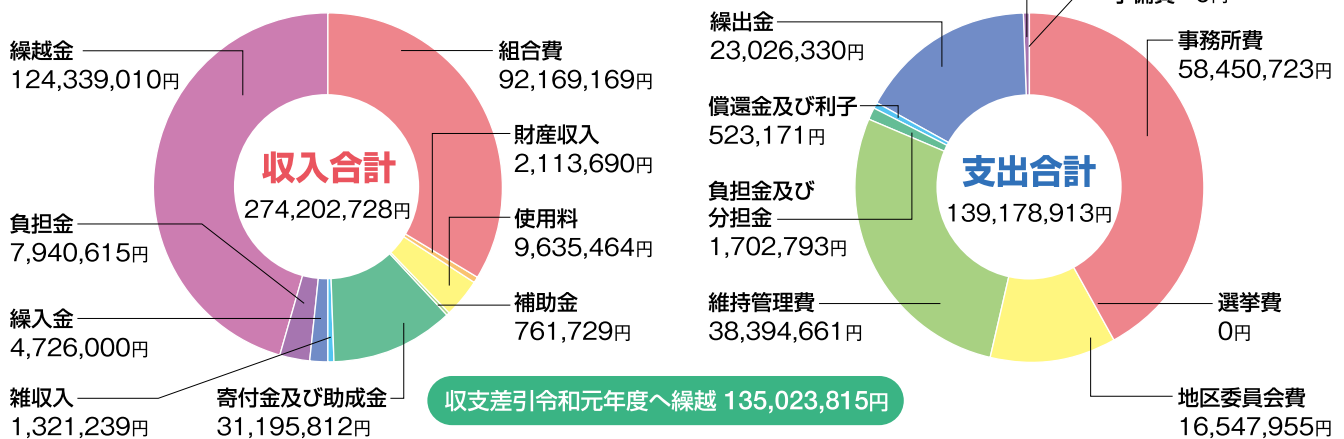
このほか、農業用水路への転落事故を未然に防止するため、県、市等と連携して、柵などの安全施設を整備するとともに、安全啓発等のソフト対策を進めていきます。

今後とも管内各地区の実情に的確に対応し、団体営事業も含めて、最善を尽くして土地改良事業を進めて参りたいと存じますので、引き続き、皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

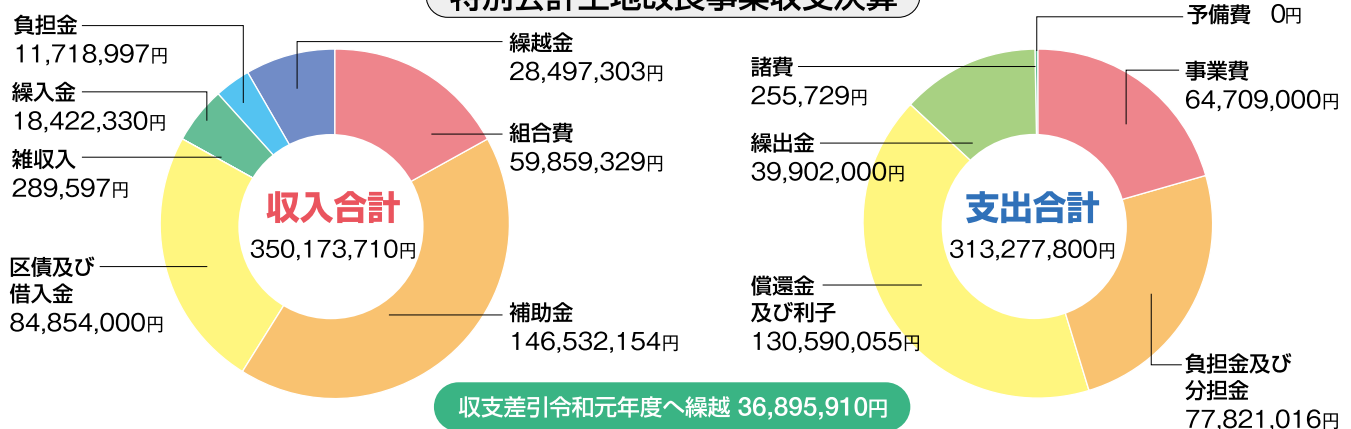
平成30年度財務状況の公表

(令和元年5月31日調製)

一般会計収支決算



特別会計土地改良事業収支決算



平成30年度 特別会計収支決算

(単位：円)

会計名	収入額（繰越金を含む）	支出額	令和元年度への繰越額
農地転用決済金	27,780,302	0	27,780,302
基本財産積立金	161,592,140	0	161,592,140
地区委員会運営積立金	236,206,646	3,772,000	232,434,646
土地改良事業積立金	147,587,378	2,380,000	145,207,378
役員退任功労金積立金	2,532,271	0	2,532,271
職員退職給与積立金	11,275,145	0	11,275,145

平成30年度 財産目録

(単位：円)

(1) 資産の部

1. 流動資産	753,255,735
・現金及び預金	171,919,725
・未収賦課金	275,128
・特定資産（出資金）	239,000
・特定資産	580,821,882
・農地転用決済金	27,780,302
・基本財産積立金	161,592,140
・地区委員会運営積立金	232,434,646
・土地改良事業積立金	145,207,378
・役員退任功労金積立金	2,532,271
・職員退職給与積立金	11,275,145
2. 固定資産	31,156,267
・土地（鷹栖・金屋地区）	16,341,604
・機械器具 車輛2台	2,846,620
・備品 事務所備品	11,968,043
資産合計	782,412,002

(2) 負債の部

1. 長期負債	496,980,487
・株式会社 日本政策金融公庫（157件）	452,897,578
・となみ野農業協同組合（11件）	32,935,909
・全国土地改良事業団体連合会（3件）	11,147,000
2. 短期負債	580,821,882
・農地転用決済金	27,780,302
・基本財産積立金	161,592,140
・地区委員会運営積立金	232,434,646
・土地改良事業積立金	145,207,378
・役員退任功労金積立金	2,532,271
・職員退職給与積立金	11,275,145
負債合計	1,077,802,369

■組合員のみなさまへ

決算関係書類を組合員のみなさまへ公表しております。令和元年度決算分は、令和2年6月30日から公表いたします。当土地改良区事務所で閲覧できますので、ご希望される方はお問い合わせください。

第32回 臨時総代会 開催

開催日 令和元年11月16日(土) 総代数 90名
議長 蔦雅毅 総代 出席者数 84名

■付議事項

議案第11号 平成30年度事業報告、一般会計及び特別会計収支決算並びに財産目録

監査報告

議案第12号 令和元年度事業計画の変更、一般会計及び特別会計収支補正予算

議案第13号 令和元年度長期借入金及び短期借入金の借入変更について

議案第14号 県単独農業農村整備事業にかかる債務負担行為(ゼロ県債)実施について

※ 上程された議案はすべて議決されました。



令和元年度工事の紹介〈工事完成写真〉

県単独農業農村整備事業 鷹栖北部17号排水路整備工事(砺波市鷹栖地内)



県単独農業農村整備事業 太田西部62号用水路整備工事(砺波市太田・大門地内)

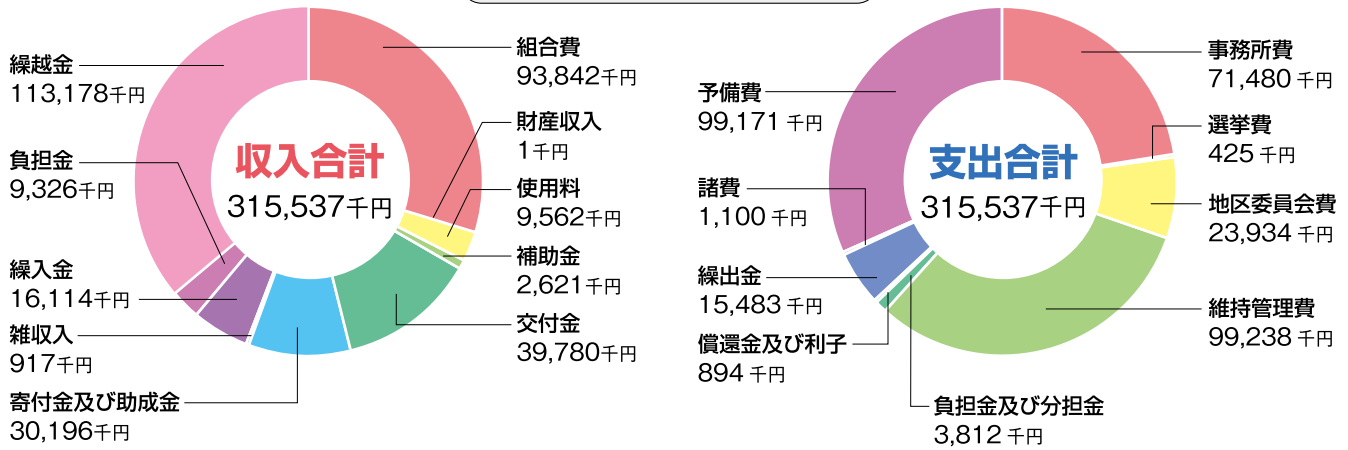


土地改良施設維持管理適正化事業 金屋幹線水路施設整備工事(砺波市庄川町金屋地内)

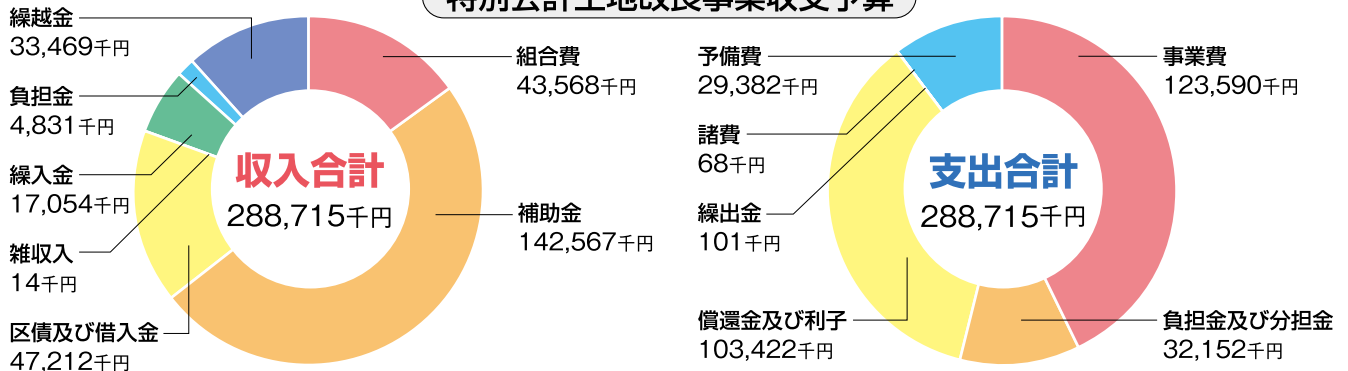


令和2年度予算

一般会計収支予算



特別会計土地改良事業収支予算



令和2年度 特別会計収支予算

(単位：千円)

会 計 名	予算総額：収入・支出共	会 計 名	予算総額：収入・支出共
農 地 転 用 決 済 金	29,144	土地改良事業積立金	148,203
基 本 財 産 積 立 金	161,663	役員退任功労金積立金	3,533
地区委員会運営積立金	225,513	職員退職給与積立金	16,277

令和2年度 賦課金納入について

令和2年度の当土地改良区の賦課金は下記のとおりとなっておりますので、お知らせします。

賦課基準日

令和2年4月1日現在の土地原簿に記載された土地の地積による。

賦課徴収額

各地区委員会の賦課金の単価による。

徴収時期

《第1期》 納期 令和2年6月30日

経常賦課金(事務所費)	50%
経常賦課金(事務所費以外)	100%
特別賦課金	50%

《第2期》 納期 令和2年11月30日

経常賦課金(事務所費)	50%
特別賦課金	50%

年賦課総額が 10,000 円未満の場合は、第1期に全額徴収させていただきます。

賦課金納付は口座振替で

賦課金の納付は JA となみ野の口座振替が便利です。

- ・口座振替の手続きを行っていただきますと納付期限に自動振替されます。
- ・口座振替手続きは、土地改良区又は最寄りのとなみ野農協各支店の窓口へ申し出ください。

となみ野農業協同組合 本店
預金種目：普通預金
口座名義：砺波市土地改良区
口座番号：0001843

第33回 通常総代会 開催

開催日 令和2年3月14日(土) 総代数 90名
議長 川邊 知秀 総代 出席者数 83名

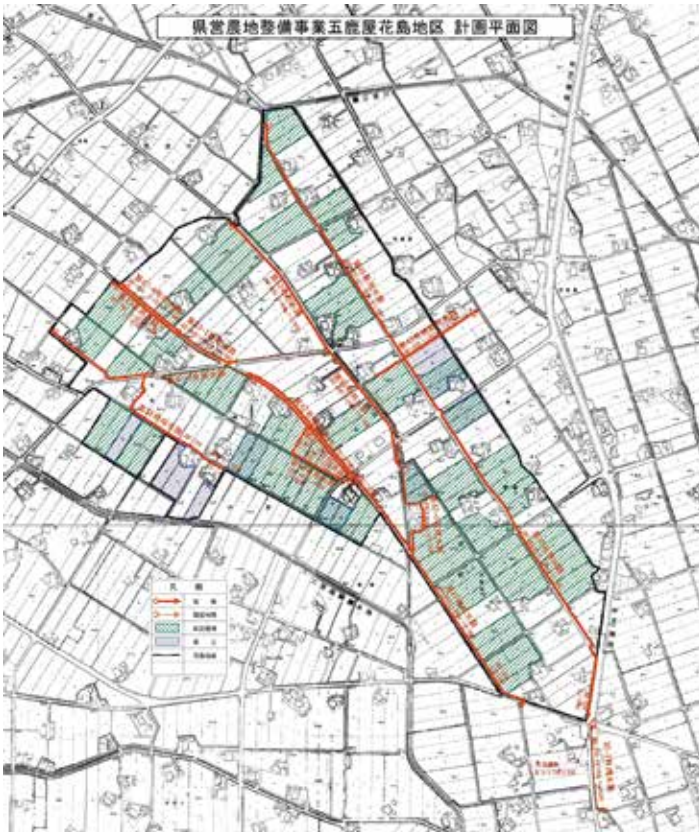


来賓 夏野市長

■付議事項

- 議案第1号 令和元年度事業計画の変更、一般会計及び特別会計収支(第2回)補正予算
議案第2号 令和元年度長期借入金の借入変更について
議案第3号 県営農地整備事業計画について
議案第4号 定款の変更について
議案第5号 規約の変更について
議案第6号 利水調整規程の制定について
議案第7号 処務規程の一部変更について
議案第8号 会計細則の一部変更について
議案第9号 令和2年度事業計画、一般会計及び特別会計収支予算
議案第10号 令和2年度組合費の賦課及び徴収方法について
議案第11号 令和2年度長期借入金及び短期借入金について
議案第12号 令和2年度積立金及び余裕金の預入先について
議案第13号 令和2年度役員報酬について
議案第14号 令和2年度農地転用等地区除外決済金について
※上程された議案はすべて議決されました。

新規事業 県営農地整備事業 五鹿屋花島地区



本地区は昭和45～53年に県営ほ場整備事業「五鹿屋地区」で30～40aに整備された区域の中で、花島地内を中心としている。

近年、ひび割れや目地の欠損部が多い状態であり、水路の老朽化が著しく水管理や維持管理に多大な労力を費やしているとともに、漏水等により、農業用水の確保に支障が生じるなど営農に支障をきたしている。また、たまねぎ栽培の拡大、さらなる担い手への農地集積を図る上で基盤整備が必要になっている。

このため、本事業により、農業用用水施設の機能を回復し、一部区画の大区画化を進めることにより、担い手への農地集積を促進することで、農業経営の効率化・安定化を図る。

■事業概要

所在地	砺波市花島、荒高屋、庄川町天正 南砺市高堀、高屋
受益面積	58.8ha
事業費	580,000千円
事業期間	令和2年度から令和7年度
負担区分	砺波市 国50% 県27.5% 市11% 地元11.5% 南砺市 国55% 県27.5% 市11% 地元6.5%

定款を変更しました

土地改良法の改正に伴い定款等を見直し、第33回通常総代会において変更案が議決されました。
主な変更は、次のとおりです。

- 利水調整規程を新たに規定する。
- 総代選挙の選挙管理委員会による執行を廃止し、新たな総代選挙規程に基づき土地改良区が総代選挙を執行する。
- 員外監事(組合員でない監事)を1名選任する。

なお、今回の土地改良法改正で、土地改良区の理事の資格要件が変わりました。理事定数の5分の3以上は耕作者等である組合員から選任することとなり、耕作者であるかどうか確認する必要があります。

県営農地整備事業 高波地区完工式



■事業内容

項 目	高波東部地区	高波西部地区
受益面積	168.9ha	170.0ha
事業期間	H21年度～H27年度	H23年度～H30年度
事業費	645,000千円	749,000千円
主要工事	用排水路 15,755m 客 土 3.3ha	用排水路 13,931m 客 土 3.6ha
完工時 農地集積率	79.8%	89.5%

県営農地整備事業（経営体育成型）高波地区の完工式が令和元年11月5日砺波市高波体育館において約110名の関係者が出席して執り行われました。

平成21年度から10年間におよび事業期間で、総事業費14億円をかけ約30kmの農業用排水路などが整備されました。

お 願 い

次のようなときは、必ず土地改良区に届出をして下さい。

（届出用紙は、土地改良区に準備してありますので必要な方はお電話下さい。）

◎組合員の資格に移動があった場合

- ・ 組合員の住所や組合員名を変更するとき。
- ・ 農地の売買、交換、贈与等で名義変更をされたとき。
- ・ 農業者年金の受給又は、老齢等で後継者に経営移譲するとき。
- ・ 組合員が亡くなれば農地を相続されたとき。

※これらの場合は、土地改良法により通知が義務付けられています。市や法務局等の公共機関で手続きを行なっても直接土地改良区に届出がなければ台帳等の修正は行われませんので、ご注意下さい。

◎農地を転用する場合

- ・ 農地を転用するときは、農地転用等の通知書、地区除外申請書及び組合員資格得喪通知書の書類を提出して下さい。農地転用決済金の納付も必要です。
- ・ 土地改良区では、その転用により土地改良事業の受ける影響を調査検討したうえで「意見書」を交付します。

◎農地を公共用地（道路・河川・宅地等）に買収された場合

- ・ 地区除外申請書及び組合員資格得喪通知書の提出と農地転用決済金の納付が必要となります。

※これらの手続きが行なわれないと、土地改良区の地区から除外されずいつまでも賦課金が生じますのでご注意下さい。

※「決済金」徴収の趣旨は、残存農地が将来過重負担にならないように土地改良法第42条及び地区除外等処理規程により事業負担金及び長期負債借入金並びに施設の維持管理費等の負担額を一時払いをもって決済していただくものです。

◎土地改良施設を使用する場合

- ・ 土地改良施設を農業用以外の目的で使用する
とき（水路を横断する橋梁の設置等）は、土地改良区への届出が必要です。他目的使用申請書の提出及び使用料を納付していただきます。



ミドリネット
新しい農村を目指して

砺波市土地改良区

事務所 〒932-0314 富山県砺波市庄川町青島401番地
（砺波市役所庄川支所内）

T E L (0763)82-5801 F A X (0763)82-5826

H P <http://www.tym-midori.net/tonamishi>

令和2年3月31日現在

受益面積 4,717.2ha 組合員数 5,672人
関係市町村 砺波市、高岡市、小矢部市、南砺市、富山市
組 織 総代 90名…任期 平成29年2月25日から令和3年2月24日
理事 21名・監事 4名
…任期 平成29年4月 1日から令和3年3月31日